

① 下記規程にお目通しください。

公益財団法人音楽鑑賞振興財団 賛助会員「音楽鑑賞教育マイスター会員」に関する規程

(趣旨) 第 1 条 この規程は、当財団定款第 47 条第 2 項に基づき、賛助会員(以下、「会員」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(名称) 第 2 条 この規程に基づく会員を「音楽鑑賞教育マイスター会員」と名づける。

(目的) 第 3 条 当財団は、音楽鑑賞教育に関する様々なサービスを会員に提供するとともに、会員相互の啓発、親睦を図ることにより、我が国の音楽教育の発展に寄与する。

(会員) 第 4 条 会員は、当財団の趣旨に賛同し、後援する個人とする。

(入会手続き) 第 5 条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会員資格の取得日) 第 6 条 会員は、入会申し込みを行った後、速やかに年会費を納入するものとし、年会費の入金をもって入会日とする。

(会費) 第 7 条 会員は毎年 4 月末日までに年会費を納入しなければならない。ただし、入会年については、当財団が指定した期日までに納入するものとする。

2 年会費は 1 口 5,000 円(税別)とする。

3 年会費は、当財団が発行する季刊誌の発行費用に充てられる。

(会員期間) 第 8 条 会員期間は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月末日までの 1 年とする。ただし、入会年については、入会のあった日から翌年の 3 月末日

までとする。

(会員の特典) 第 9 条 会員は次の特典を享受することができる。

(1) 当財団が発行する季刊誌の配布を無料で受けることができる。

(2) 当財団が主催する講習会等に割引料金で参加できる。

(3) その他、当財団が音楽教育の充実、発展につながるサービスを提供する場合に、これを享受することができる。

(退会) 第 10 条 会員はいつでも当財団に対する書面での申し出により、退会することができる。

(除名) 第 11 条 会員が次の各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1) 違法行為又は著しく道義にもとる行為をするなど、会員として相応しくないとみとめるとき

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 6 条第 6 項に該当するに至ったとき

2 前項の規程により、理事会が会員を除名しようとするときは、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(改正) 第 12 条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

(補則) 第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

② 上記規程に同意の上お申し込みくださる方は、下記にご記入の上、財団事務局まで FAX または郵送にてお送りください。

FAX:03-3707-3751 / 郵送:〒157-0076 東京都世田谷区岡本 2-32-15 (公財)音楽鑑賞振興財団 マイスター会員係
《平成 29 年度分お申し込み締め切り:平成 30 年 3 月 15 日(木)(財団事務局必着)》

ふりがな お名前*		ご所属*	(全科担任・音楽専科・管理職・指導主事・大学教員・学生・その他)
ご自宅住所*	〒		
電話番号*		FAX 番号	
Eメール	(自宅・勤務先)		
メール マガジン	当財団事業の最新情報をお伝えする E メールマガジン「ONKAN ウェブネット通信」の配信を		<input type="checkbox"/> 希望する

●※印の欄は必ずご記入ください。●当財団では、この申込書から得られた個人情報、当財団が定める個人情報保護方針に則って厳重に管理し、音楽鑑賞教育マイスター会員プログラムの提供、当財団事業の案内、メールマガジンの配信(希望者のみ)に限定して使用いたします。

③ コンビニエンスストア用お支払用紙を郵送いたしますので、年会費のご入金をお願いします。

事務局にてご入金確認後、お申し込み確定とさせていただきます、季刊「音楽鑑賞教育」(平成 29 年度発行分:Vol.29~32)をお届けします。(年会費のほか、コンビニ決済手数料をご負担いただきます。ご了承ください。)